

京都市教育長訓令甲第1号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

京都市教育長 稲田 新吾

第5条第2項第4号中「(26)の項まで及び(28)の項」を「(28)の項まで」に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「育児休業又は部分休業」を「育児による場合」に改め、「㊟」を削る。

第3号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「育児休業又は部分休業」を「育児による場合」に改め、「㊟」及び「㊟」を削る。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

第6号様式、第6号様式の2、第7号様式注以外の部分及び第7号様式の2注以外の部分中「㊟」及び「㊟」を削る。

第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、教育長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)